

---

【出題の趣旨】

問題 1

問題 1 は、最決平成 16 年 1 月 20 日刑集 58 巻 1 号 1 頁の事実関係に修正を加えたやや長めの具体的事例の検討を通じて、実行行為、因果関係、同意の有効性、故意、共犯関係等の刑法総論に関する基本的理解を問うものである。まず甲の罪責については、特に殺人罪（刑法 199 条）の成否が問題となるところ、(1)海中に車を転落させる行為を直接に行ったのは被害者 A であるが、それを命じた点について殺人罪の実行行為性を認めうるか、(2)海中転落後に乙の呼びかけを無視して停泊中船舶に近づき溺死した点につき、甲の行為と A の死亡結果の因果関係を認めうるか、(3)A が自殺するつもりであると誤信していた（可能性の残る）甲に殺人罪の故意を認めうるか等が問題となる。一方、乙の罪責については、甲との間に共同正犯関係を基礎づける共謀が事前に成立していることを前提に、海中転落の直前に A が生き延びる方法について助言等を行っている点につき、共犯関係からの離脱が認められるか等が問題となる。いずれの論点についても、関連する判例を踏まえつつ、具体的事実即ち丁寧な検討が求められる。教科書や授業で必ず言及される代表的な最高裁判例については、一般的な判示文言や結論だけではなく、その前提となった具体的な事実関係についても関心をもって学習を進めることが肝要である。

問題 2

問題 2 は、名誉毀損罪の要件であるにおける「公然」性要件（刑法 230 条 1 項）の意義の説明を通じて、同罪の基本的な理解を問うものである。「公然」とは、摘示された事実を不特定又は多数の人が認識しうる状態をいうと解されているところ（大判昭和 6 年 6 月 19 日刑集 10 巻 287 頁等参照）、判例は、事実摘示の直接の相手方が特定少数人であっても、当該事実がその者らを通じて不特定多数人へと伝播する場合にはなお「公然」といっていると解しているが（大判昭和 3 年 12 月 13 日刑集 7 巻 766 頁等参照）、このような「伝播性の理論」に対しては批判的な見解も学説上有力である。解答にあたっては、実際の裁判例を中心に「公然」性が問題となりうる適切な具体例を挙げながら、上記の議論状況について説明するとともに、名誉毀損罪の罪質も踏まえつつ各見解の当否を検討することが求められる。